

民生委員・児童委員の 島田ユミ子さんが埼玉県知事 表彰を受賞しました

11月14日に開催された「県民の日記念式典」において、民生委員・児童委員の島田ユミ子さん(佐間)が、埼玉県表彰規則に基づく社会福祉功労者として、上田県知事から表彰されました。



埼玉県知事表彰を受賞した島田ユミ子さん

この表彰は、県民の模範となるべき功績のあった個人や団体をたたえるもので、島田さんは、長年にわたり民生委員・児童委員として熱意をもって地域福祉活動に取り組み、社会福祉の増進に貢献してきたことが高く評価されました。

▶問い合わせ 福祉課トータルサポート推進担当(内線267・279)

「障害者控除認定書」 を発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳の交付を受けていることが原則です。しかし、これらの手帳の交付を受けていない方でも、申請に基づいて市が発行する「障害者控除認定書」により控除を受けることができます。

認定書の交付を希望する方は、認定までに時間がかかりますのでお早めにご相談ください。なお、認定書は毎年更新となりますので、昨年交付を受けた方も申請が必要です。

- ▶対象 65歳以上の要介護認定(要介護1～5)を受けている方で、身体障害者および知的障害者などに準ずるものと認められる方
- ▶申請に必要なもの 介護保険被保険者証、印鑑、申請者の身分を証明するもの(運転免許証など)
- ▶問い合わせ 高齢者福祉課介護認定担当(内線269)

医療費助成制度の受給資格登録申請はお済みですか

制度名	対象	助成内容	手続きに必要なもの
子ども医療費助成制度	市内に住所を有し、健康保険に加入している15歳に達する日以後、最初の3月31日までの子ども	医療費の一部負担金および入院時の食事療養標準負担額	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証(子どもの名前が記載されているもの) ※出生の場合は、保険証ができるまで日数がかかりますので、先に登録申請をしてください。後日、保険証ができましたら持参してください。 保護者名義の預金通帳 印鑑(朱肉を使用するもの) 個人番号カードまたは通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など ※代理人が申請する場合は事前にご連絡ください。
重度心身障害者医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害のある方 ・身体障害者手帳1級～3級の方 ・療育手帳(A・B)の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)の方 ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にある方で、65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方 	医療費の一部負担金	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳 健康保険証 預金通帳 印鑑(朱肉を使用するもの) 個人番号カードまたは通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など ※代理人が申請する場合は事前にご連絡ください。
ひとり親家庭等医療費助成制度	母子家庭、父子家庭、養育者家庭、父または母に一定の障害がある親と子(子どもが18歳に達した日の属する年度の末日まで。ただし、子どもに一定の障害がある場合は20歳の誕生日の前日まで) ※所得制限により支給停止となる場合があります。	医療費の一部負担金(市民税課税の場合、自己負担金あり)	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 預金通帳 印鑑(朱肉を使用するもの) 個人番号カードまたは通知カードおよび運転免許証などの顔写真付きの公的な証明書など

▶受給資格の適用時期

原則として、申請日から適用されます。ただし、出生や転入の日から15日以内に申請があった場合には、出生日や転入日が受給資格の始期になるなどの特例があります。

※年末年始(12月29日(金)～平成30年1月3日(水))の間は申請できませんので、その期間に出生届を提出する方はご注意ください。出生日から15日目(が)が年末年始の閉庁日である場合、1月4日(木)が出生日を受給資格の始期とすることができる日となります。

▶医療費助成できないもの

- ・日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に該当するもの
 - ・保険外(予防接種、定期健診など)および他の制度(公費負担医療など)に該当するもの
- ※加入している保険組合などで支給される高額療養費・附加給付金があるときは、その額を差し引いて支給します。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)

「もの忘れ検診」を実施します

65歳未満の方が発症する「若年性認知症」は、進行してからようやく認知症だと分かることが多いので、診断が遅れてしまう傾向にあります。認知症は、早期発見・早期治療をすれば、進行を遅らせることができます。ぜひ、この機会に「もの忘れ検診」を受けてみましょう。

▶対象 本市に住民登録がある方のうち、次に該当する年齢の方(認知症治療中の方を除く)

年齢(平成30年3月31日現在)	生年月日
50歳	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日
55歳	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日
60歳	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日
65歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日
70歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日

▶内容 問診、浦上式検査(先生の質問に答える検査法)

▶費用 無料

▶受診方法

- ①平成30年2月28日(水)までに受診が終了されるように高齢者福祉課へ申し込み、「もの忘れ検診受診券」の交付を受ける。

②「もの忘れ検診受診券」を持って、市が指定する医療機関に予約し、受診する。

▶実施医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
医) 千寿会 赤井胃腸科	門井町2-10-32	553-2233
荒木医院	真名板2065	559-3102
医) 基信会 池畑クリニック	宮本16-1	556-2295
医) 行仁会 加藤内科医院	旭町3-2	556-3253
医) 川島会 川島胃腸科	佐間1-18-39	553-0001
医療生協さいたま行田協立診療所	本丸18-3	556-4581
医) 壮幸会 行田総合病院	持田376	552-1111
医) 社団清幸会 行田中央総合病院	富士見町2-17-17	553-3360(予約センター)
医) 社団 栗原医院	本丸11-35	556-2272
医) 社団俊英会 根本医院	行田10-22	555-1261
野口産婦人科	天満7-20	556-4292
医) 結び会 松原医院	長野1-31-10	553-6700
医) 悠希会 南川げんきクリニック	小見1400-1	554-8835
やまかわ内科クリニック	杏里山町18-6 マルオカビル2階	564-1488

▶申し込み・問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

行田市国民健康保険に加入している方
特定健診に係る診療情報提供事業を実施します

市では、特定健診の受診率向上対策として特定健診に係る診療情報提供事業を実施します。

この事業は、医療機関に定期的に通院しているなどの理由で特定健診を受診しない方がかかりつけ医で特定健診と同じ血液検査および尿検査をしている場合に、本人の同意をいただいた上で医療機関からその診療情報を提供していただくことにより、特定健診を受診したものとみなすというものです。

対象となりそうな方には案内を送していますが、通知が届いていない場合でも、特定健診を受診して検査結果の提供にご協力をいただける方は、医療機関に記入していただく書類を送付しますので、保険年金課までご連絡ください。

▼実施期間 12月1日(金)～平成30年2月28日(水)

▼対象 行田市国民健康保険特定健診を未受診であり、定期的に医療機関で血液検査および尿検査をしている方

▼問い合わせ 同課国保担当(内線2771・272・273)